

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

(趣旨)

北海道胆振東部地震の影響により、各一般送配電事業者から託送供給等約款以外の供給条件によりインバランス料金精算を行うことについて、経済産業大臣に認可申請があり、経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可への委員会としての回答について御確認いただく。

主なポイント

1. 背景

平成 30 年 9 月 6 日に発生した平成 30 年北海道胆振東部地震の影響により、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）の北海道エリアのスポット取引が平成 30 年 9 月 6 日から 9 月 26 日までの間、停止した。このような状況により、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第 12 回電力・ガス基本政策小委員会（平成 30 年 11 月 8 日）においてスポット市場取引の受け渡しが行われなかった 9 月 6 日午前 3 時からスポット市場が停止していた 9 月 26 日午後 12 時の期間（以下、「スポット市場取引停止等期間」という。）におけるインバランス料金の例外的な精算についての考え方が示された。

各一般送配電事業者は、電力・ガス基本政策小委員会の考え方を踏まえ、託送供給等約款の規定に基づくインバランス料金の例外的な精算を行うこととし、平成 30 年 11 月 20 日付けで経済産業大臣に託送供給等約款以外の供給条件の認可申請を行った。

当該認可申請を受け、11 月 21 日付けで電気事業法第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったところ。

2. 申請の内容

(1) 北海道エリア以外のインバランス料金の特別措置

- ①申請者 北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者
- ②特別措置

スポット市場取引停止等期間のインバランス料金単価については、卸電力取引所が公表する北海道エリアのインバランス量を除いて計算した α 値を用いて算定する。

(2) 北海道エリアのインバランス料金の特別措置

- ①申請者 北海道電力株式会社
- ②特別措置

スポット市場取引停止等期間の北海道エリアのインバランス等料金単価については、スポット市場取引停止等期間の前後 7 日間における 30 分ごとの北海道エリアのスポット市場取引価格の平均値に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。）を加えた金額とし、北海道電力株式会社が 30 分ごとに設定する。

3. 認可申請に係る意見について

本申請について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（経済産業省平成 12・05・29 資第 16 号）に基づき審査したところ、災害に伴い託送供給等約款に基づくインバランス精算が実施できていない状況等を踏まえた臨時的な措置として適当なものであると考えられ、認可することに特段問題ないと評価できるため、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を回答することとしたい。

(参考1) 第12回電力・ガス基本政策小委員会資料抜粋

【論点1】2018年9月の α の考え方①

通常のインバランス料金単価の算定に用いる α （系統全体の需給状況に応じた調整項）は、全エリアのインバランス量をもとに算定される。

インバランス料金（ β による調整は含まない）について、現行ルールに基づき、全エリアのインバランス量に基づき算出した場合と、北海道エリアのインバランス量を除外して算出した場合を比較すると以下のとおり。スポット市場停止期間中の平均値で比較した場合、大きな差は見られないが、コマ毎に評価すると、最大19.80[円/kWh]の差が発生している。

□今般の北海道の事象をもって、全国のインバランス料金に大きな影響を及ぼしてしまうため、スポット市場取引の受け渡しが行われなかった9月6日3:00~スポット市場が停止していた9月26日24:00（以下、「スポット市場取引停止等期間」という。）の期間において、例外的に、スポット市場停止等期間における北海道エリア以外のインバランス料金については、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当と考えられるのではないか。

【論点2】北海道エリアにおけるインバランス料金の算定方法①

スポット市場取引停止等期間におけるインバランスは、本来は小売事業者が卸電力取引所等において調達すべきであったが、スポット市場取引の停止や需給バランスの悪化により調達できなかった電力量であると考えられる。

□また、この期間中は、①本来であれば市場が高騰する需給状況であったこと、②また、大型石炭火力発電が停止している間は、相対的に高い単価の電源の稼働や自家発電事業者からの電気の調達によって、エリア内の供給力が賄われていたことを踏まえれば、この期間中のインバランス料金は、少なくとも、仮に北海道エリアにおいてスポット市場が開いていたとした場合に形成される価格以上の水準であることが適当と考えられる。

□他方、この期間中スポット市場は開場していないため、事後的に価格付けを行うことは困難である。

□このため、この期間中の北海道エリアにおけるインバランス料金単価は、平休日の影響も勘案し、一定の合理性を持って参照することのできる同期間の前後7日間の北海道エリアプライスの平均値を用いることとしてはどうか（次頁）。

(参考2)

電気事業法(昭和39年法律第170号)

(託送供給等約款)

第十八条

- 2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款(第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件(同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送供給等を行うときは、この限りでない。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成 12・05・29 資第 16 号)

第1 審査基準

(12) 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合
- ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

(案)

番 年 月 号 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について (回答)

平成30年11月21日付け20181120資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存ありません。

経済産業省

官 印 省 略
20181120 資 第 11 号
平成30年11月21日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

平成30年11月20日

北海道電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

北電流企第6号
平成30年11月20日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 真弓 明彦

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給・電力量調整供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給場所	同上	
	受電場所 供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 12 日付け届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における，託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間（以下「スポット市場取引停止等期間」といいます。），次のとおりといたします。
- 2 インバランス等料金単価は，スポット市場取引停止等期間の前後 7 日間における 30 分ごとの北海道エリアのスポット市場取引価格の平均値に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成30年9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震により、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の北海道エリアのスポット取引が平成30年9月6日から9月26日までの間、停止となりました。

このため、平成30年北海道胆振東部地震により卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力および給電指令時補給電力に係る料金を一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき算定することが困難であることから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

(平成 30 年北海道胆振東部地震に係わるインバランス等料金単価の特別措置)

平成 30 年 11 月 20 日

東北電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWサ企第13号

平成30年11月20日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力株式会社
取締役社長 原田 宏哉
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		振替供給・接続供給・電力量調整供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給 場所	受電場所	同上
	供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

料金その他の供給条件の内容

1 適用

当社が、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間、2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は、(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額
 - イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買

取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格（当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。）を（2）イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた 30 分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。）を加えた数量の電力の買入に係る入札（以下「買入入札」といいます。）およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下「売渡入札」といいます。）が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れ

が行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の 100 分の 3 が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の 100 分の 3 が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

平成 30 年 11 月 20 日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 30 第 7 号

平成 30 年 11 月 20 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給・電力量調整供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給場所	同上	
	受電場所	同上	
供給電力	同上		
供給電圧	同上		
電気方式及び周波数	同上		
料金その他の供給条件の内容	同上		
供給開始年月日及び有効期間	同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（平成30年9月7日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成30年9月6日午前3時から9月26日午後12時までの間，2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は，(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を，イおよびロに定める卸電力取引市場における当該

時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格（当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。）を(2)イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた 30 分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。）を加えた数量の電力の買入に係る入札（以下「買入入札」といいます。）およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯におけ

る電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下「売渡入札」といいます。）が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

平成30年11月20日

中部電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

本ネ営発第5号
平成30年11月20日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長 勝 野 哲
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給・電力量調整供給	備考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

料金その他の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日付け届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 24（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 25（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 26（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 27（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間，2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は，(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を，イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額
- イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場

(以下「スポット市場」といいます。)であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格(当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。)を(2)イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた30分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。)第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量(小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第1項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。)を加えた数量の電力の買入に係る入札(以下「買入入札」といいます。)およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札(以下「売渡入札」といいます。)が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポッ

ト市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入札に係る数量の 100 分の 3 が買入れられることとなる価格とスポット市場において売入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入札に係る数量の 100 分の 3 が買入れられることとなる価格とスポット市場において売入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、例外的に、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所の北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行われなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

送 査 第 7 号

平成30年11月20日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

富山県富山市牛島町15番1号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請いたします。

供 給 の 種 類		接続供給・電力量調整供給	備考
供給の 相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。	
	住 所	同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上
		供給場所	同 上
供 給 電 力		同 上	
供 給 電 圧		同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数		同 上	
料金その他の供給条件の内容		同 上	
供給開始年月日及び有効期間		同 上	

料金その他の供給条件の内容

1 適用

当社が、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 23（発電量調整受電計画差対応電力）(2) イ (ハ) の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ (ハ) の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款 24（接続対象計画差対応電力）(2) イ (ハ) の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ (ハ) の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款 25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2) イ (ハ) の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ (ハ) の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 26（給電指令時補給電力）(1) ニおよび(2) ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間、2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は、(2) に定める額に(3) に定める値を乗じて得た額に(4) に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額
イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しは連系設備の送電容量等による制限を受けないもの

と仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格（当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。）を（2）イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた 30 分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。）を加えた数量の電力の買入に係る入札（以下「買入入札」といいます。）およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下「売渡入札」といいます。）が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の

100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

平成 30 年 11 月 20 日

関西電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送発 第 56 号

平成 30 年 11 月 20 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力株式会社

取締役社長 岩 根 茂 樹

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給・電力量調整供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日付け届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価，託送約款附則 9（契約の要件等についての特別措置）(10)ロ(ハ)の負荷変動対応補給電力料金単価およびハ(ハ)の負荷変動対応余剰電力料金単価ならびに(11)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間，2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

(1) インバランス等料金単価は，(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を

加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格（当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。）を（2）イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた30分を単位とする電力の買入りに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認

定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下「買入入札」といいます。）およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下「売渡入札」といいます。）が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の 100 分の 3 が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の 100 分の 3 が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款により難しい理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、例外的に、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所の北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

平成 30 年 11 月 20 日

中 国 電 力 株 式 会 社

託送供給等特例認可申請書

送配企第83号

平成30年11月20日

経済産業大臣

世耕弘成殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役

社長執行役員 清水希茂

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給・電力量調整供給	備考	
供給の 相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ（ハ）の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 23（接続対象計画差対応電力）（2）イ（ハ）の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ（ハ）の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）（2）イ（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ（ハ）の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）（1）ニおよび（2）ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間，2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は，(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を，イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額と

して卸電力取引所が公表する額

イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格（当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。）を(2)イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた 30 分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。）を加えた数量の電力の買入れに係る入札（以下「買入入札」といいます。）およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下「売渡入札」といいます。）が当該スポ

ット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の 100 分の 3 が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の 100 分の 3 が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の 100 分の 3 が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

平成 30 年 11 月 20 日

四国電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

送力業制発平 30 第 2 号

平成 30 年 11 月 20 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給・電力量調整供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間、2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は、(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売

買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格（当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。）を（2）イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた 30 分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。）を加えた数量の電力の買入に係る入札（以下「買入入札」といいます。）およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を

除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下「売渡入札」といいます。）が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行われなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

配託制第7号
平成30年11月20日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類	接続供給・電力量調整供給		備考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力	同上			
供給電圧	同上			
電気方式及び周波数	同上			
料金その他の供給条件の内容	同上			
供給開始年月日及び有効期間	同上			

料金その他の供給条件の内容

1 適用

当社が、託送供給等約款（平成30年9月7日付け届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価ならびに託送約款附則11（契約の要件等についての特別措置）(10)ロ(ハ)負荷変動対応補給電力料金単価，ハ(ハ)負荷変動対応余剰電力料金単価および(11)ニ給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成30年9月6日午前3時から9月26日午後12時までの間，2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は，(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引にお

ける価格を、イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額

イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場（以下「スポット市場」といいます。）であって、売買取引に係る電力の受渡しは連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの

ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

(3) イに定める価格（当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。）を(2)イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた30分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第1項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。）を加えた数量の電力の買入に係る入札（以下「買入入札」といいます。）およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会

社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第1条第2項第2号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下「売渡入札」といいます。）が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

託送供給等特例認可申請書

平成30年11月20日

沖縄電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

沖電送電ネ発第 17 号

平成 30 年 11 月 20 日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 嶺 満
社 長

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給・発電量調整供給	備 考
供給の相手方	氏 名 (名 称)		別紙に記載のとおりであります。	—
	住 所		同 上	—
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上	—
		供 給 場 所	同 上	—
供 給 電 力			同 上	—
供 給 電 圧			同 上	—
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	—
料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容			同 上	—
供 給 開 始 年 月 日 及 び 有 効 期 間			同 上	—

料金その他の供給条件の内容

1 適用

当社が、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 43 号認可。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給，接続供給，需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における託送約款 22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 23（接続対象計画差対応電力）(1)ハの接続対象計画差対応補給電力料金単価および(2)ハの接続対象計画差対応余剰電力料金単価，託送約款 24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款 25（給電指令時補給電力）(4)の給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について，平成 30 年 9 月 6 日午前 3 時から 9 月 26 日午後 12 時までの間，2（インバランス等料金単価）のとおりといたします。

2 インバランス等料金単価

- (1) インバランス等料金単価は，(2)に定める額に(3)に定める値を乗じて得た額に(4)に定める額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合は零といたします。）に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が 30 分ごとに設定するものといたします。
- (2) 一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が開設するイおよびロに定める卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を，イおよびロに定める卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額
- イ 卸電力取引所の業務規程に定めるスポット取引を行なうための卸電力取引市場

(以下「スポット市場」といいます。)であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行なうもの
ロ スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行なわれる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引を行なうための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行なわれる売買取引が行なわれた後に売買取引を行なうためのもの

- (3) イに定める価格(当該価格がロに定める価格を上回る場合はロに定める価格とし、イに定める価格がハに定める価格を下回る場合はハに定める価格といたします。)を(2)イに定める卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値として卸電力取引所が公表する値

イ スポット市場において行なわれた 30 分を単位とする電力の買入に係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。)第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量ならびに北海道電力株式会社を除く一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、および運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量(小売電気事業者もしくは登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく契約にもとづき電気の供給を受ける場合を除きます。)を加えた数量の電力の買入に係る入札(以下「買入入札」といいます。)およびスポット市場において行なわれた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における北海道電力株式会社を除く全ての一般送配電事業者の託送供給等約款料金算定規則第 1 条第 2 項第 2 号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量を加えた数量の電力の売渡しに係る入札(以下「売渡入札」といいます。)が当該スポット市場において行なわれたものと仮定した場合における当該スポット市場における売買取引の価格

ロ スポット市場において買入入札の価格が高いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が高いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

ハ スポット市場において買入入札の価格が低いものから順に買入れが行なわれたものと仮定した場合における当該買入入札に係る数量の100分の3が買い入れられることとなる価格とスポット市場において売渡入札の価格が低いものから順に売渡しが行なわれたものと仮定した場合における当該売渡入札に係る数量の100分の3が売り渡されることとなる価格を平均した価格

(4) 各月において、その月の初日から末日までにおけるイに定める価格から同一の時間帯におけるロに定める価格を控除して得た額の中央値として卸電力取引所が公表する額（当社に係るものについては、零）

イ スポット市場における当社の供給区域の売買取引における価格

ロ (2)イに定める卸電力取引市場における売買取引における価格

3 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会第12回電力・ガス基本政策小委員会（平成30年11月8日開催）において、平成30年北海道胆振東部地震により一般社団法人日本卸電力取引所における北海道エリアのスポット市場の受け渡しが行なわれなかった平成30年9月6日午前3時からスポット市場が停止していた9月26日午後12時までの期間の北海道エリア以外のインバランス料金については、例外的に、北海道エリアのインバランス量を除いた α 値を用いて算定することが適当であり、各一般送配電事業者から電気事業法第18条第2項ただし書による申請を求めるとされたことから、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。